

沖縄

トラック情報

12
December 2025
no.423



毎月10日発行



宮古島市平良荷川取 砂山ビーチ

- 1 那覇港管理組合議会・港湾調査研究特別委員会に参考人招致
- 2 第57回 全国トラックドライバー・コンテストが開催されました!
- 3 第33回「トラックの日」チャリティーゴルフ大会開催
- 4 「トラックの森」づくり事業を実施!
安全性優良事業所認定制度(Gマーク認定制度)の認知に向けたラッピングトラック協力会社への感謝状及び記念品の贈呈について
- 5 令和7年度 第2回 運行管理者試験のご案内

- 7 自動車運送事業手続きのオンライン申請をご利用ください!
- 9 「セーフティードライブ・チャレンジ2026」の実施について
- 12 令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について
- 19 12月から1月まで年末・年始労働災害防止強調運動を実施します
- 21 E58 沖縄道リニューアル工事
- 22 集団健康診断を実施しました!
協会日誌(行事予定)

裏表紙 令和7年 年末年始の交通安全県民運動

那覇港管理組合議会・港湾調査研究特別委員会に参考人招致

令和7年11月13日（木）、那覇港管理組合議会・港湾調査研究特別委員会から参考人招致があり、当協会から出張中の新城会長を除く3名の副会長（伊是名、新垣、上原）をはじめ5名の役職員が出席しました。本招致は、令和7年7月15日に当該議会に提出した陳情書（「那覇港におけるシャーシ等の輸送資機材置き場の確保について」）に対する意見聴取を目的としたものです。

（新垣副会長による意見陳述要旨）

県内の港湾別貨物取扱量の約80%を占める那覇港では、物流効率化の観点からRORO船による輸送への移行が進み、陸上輸送の方法もトラクタ・トレーラが主流となっている。そのため、返却の日時指定に対応するために運送事業者側がシャーシを一時保管しなければならず、コスト増や非効率輸送を招く要因となっている。

当協会がシャーシを保有している本島内の会員事業者に「港湾施設内に何台借用を希望するか」についてアンケート調査を行ったところ、39社、980台の借用要望があった。当該車両全てを収容可能な4ヘクタールについて、当協会への借用をお願いしたい。

○出席者：委員長 島尻忠明（県議・自民党）

委員 仲村家治（県議・自民党）、山川典二（那覇市議・自民党）、大城翼（浦添市議・自民党）、真栄城玄誠（浦添市議・社大党）、野原嘉孝（那覇市議・公明党）、清水磨男（那覇市議・立憲民主党）、当山勝利（県議・社大党）、西銘純恵（県議・共産党）、西銘啓史郎（県議・自民党）

事務局 比嘉昭夫

参考人 伊是名昇英副会長、新垣正仙副会長、上原勇人副会長、宇崎勉専務理事、町田貴宏業務課長



港湾調査研究特別委員会での陳述の模様

第57回 全国トラックドライバー・コンテスト が開催されました!

第57回全国トラックドライバー・コンテストが下記の通り開催されました。

各都道府県予選大会を勝ち抜いてきた146名（うち女性27名）のドライバーが参加した本大会には、沖縄県から4名（うち女性1名）が参加しました。残念ながら上位入賞とはなりませんでしたが、県代表にふさわしい見事な健闘ぶりでした。

出場されました選手及び所属会社につきましては、沖縄県代表として誇りを持ち、忙しい日々の業務の合間を縫って事前練習からコンテストに取り組んでいただきましたことに対し、深く敬意を表します。

関係者の皆様ご協力の程ありがとうございました。

○日程

- (1) 10月25日（土）………… 実科競技（運転技能・点検）、学科競技
- (2) 10月26日（日）………… 実科競技（運転技能）
- (3) 10月27日（月）………… 表彰式

○会場

実科・学科競技会場：茨城県ひたちなか市 自動車安全運転センター中央研修所

表彰式会場：第一ホテル東京 5階（ラ・ローズ）

○出場者（沖縄県）4名

部 門	選 手	会 社 名	営 業 所
4 ト ン	宇 荣 原 雄	沖縄郵便遞送株式会社	本社営業所
11 ト ン	當 山 清 紀	株式会社沖食商事	本社営業所
ト レ ーラ	玉 城 良 彬	株式会社小禄運輸	豊見城営業所
女 性	金 城 律 子	株式会社ロジカルサポート	本社営業所



開会式会場前にて集合写真
(左から當山選手、宇榮原選手、金城選手、玉城選手)



バックS字走行（宇榮原選手）



車庫入れ（當山選手）



スラローム走行（玉城選手）



バックスラローム走行（金城選手）



表彰式会場にて集合写真
(左から金城選手、玉城選手、當山選手、宇榮原選手)

第33回 「トラックの日」チャリティーゴルフ大会開催

去る11月6日(木)、「トラックの日」の事業の一環として「チャリティーゴルフ大会」をパームヒルズゴルフリゾートクラブにおいて開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ関係団体・会員事業者のご協力により74名の方々にご参加いただき盛況のうちに実施することができました。

順位表については、当協会ホームページへ掲載しております。

大会開催にあたりましては会員はじめ各団体等から寄付金のご協力をいただき関係者一同厚く御礼申し上げます。

集まりました御志は、「沖縄県交通遺児育成会」に寄付させていただきます。

今回のチャリティーゴルフでは、507,000円の善意が集まりました!!

皆様のご参加、ご協力ありがとうございました!!

第33回 「トラックの日」 チャリティーゴルフ大会成績表

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	平井 教雄	46	49	95	24.0	71.0
準優勝	金城 樹	44	48	92	19.2	72.8
3位	幸地 良也	42	47	89	15.6	73.4



「トラックの森」づくり事業を実施！

11月8日(土)に、「トラックの日」の事業の一環として「トラックの森」の清掃を行い、会員事業者と沖ト協職員ら90名が参加しました。

今年も那覇新港ふ頭中央緑地内のゴミ拾いや草の刈り取り、草花の植え付け作業に加え、緑地周辺道路の清掃等に汗を流し、約300袋のゴミを収集し、緑地全体が見違えるようにきれいになりました。

トラックの森清掃活動に参加協力して頂いた会員の皆様に深く感謝を申し上げます。



作業の様子



参加協力頂いた皆様

令和6年度推薦依頼分

安全性優良事業所認定制度(Gマーク認定制度)の認知に向けたラッピングトラック協力会社への感謝状及び記念品の贈呈について

おめでとうございます!!

Gマークラッピングトラック感謝状授与式では、Gマーク制度に対する地域社会への更なる認知度アップを図るため、令和6年9月より1カ年間ラッピングトラックの走行にご協力いただいた大成通運(株)様へ感謝の意を込め感謝状を贈呈いたしました。

また、去る10月27日(月)にはGマークラッピングトラックと大成通運(株)様の職員の皆様の写真撮影があり、こちらの写真を記念品として贈呈いたしました。

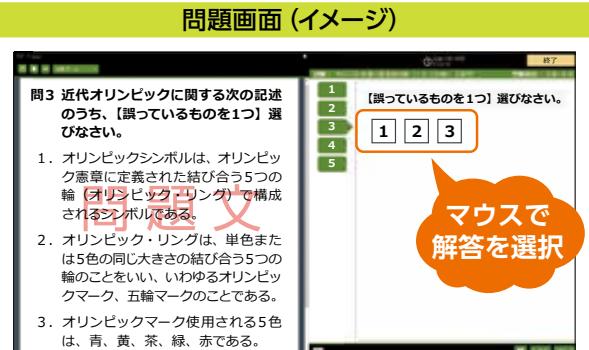
誠におめでとうございます。今後とも、益々のご活躍を期待申し上げます。



令和7年度 第2回 運行管理者試験のご案内

試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing)
問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。
また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込むことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和7年12月8日(月)～令和8年1月14日(水)

試験期間

令和8年2月14日(土)～3月15日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。

(試験結果は4月1日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請：860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料：140円 (税込)

受験資格

実務経験者

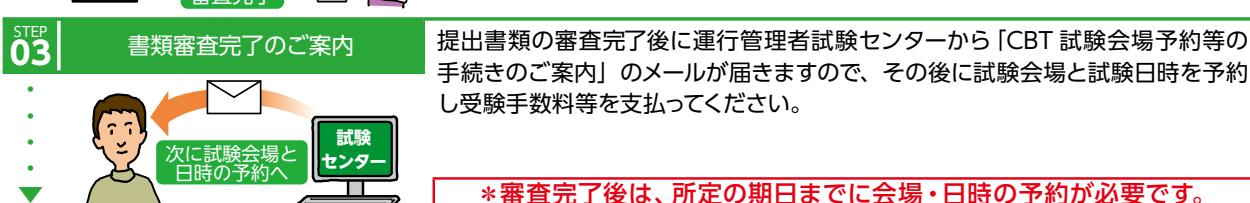
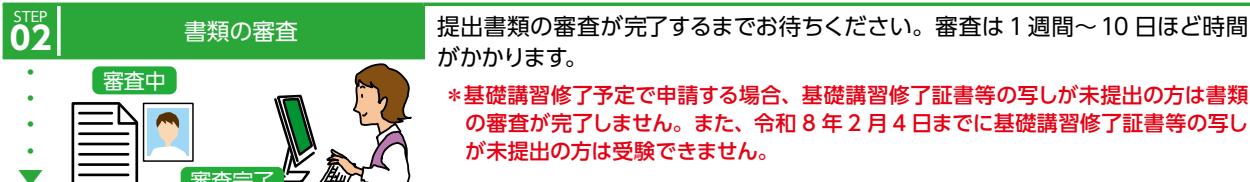
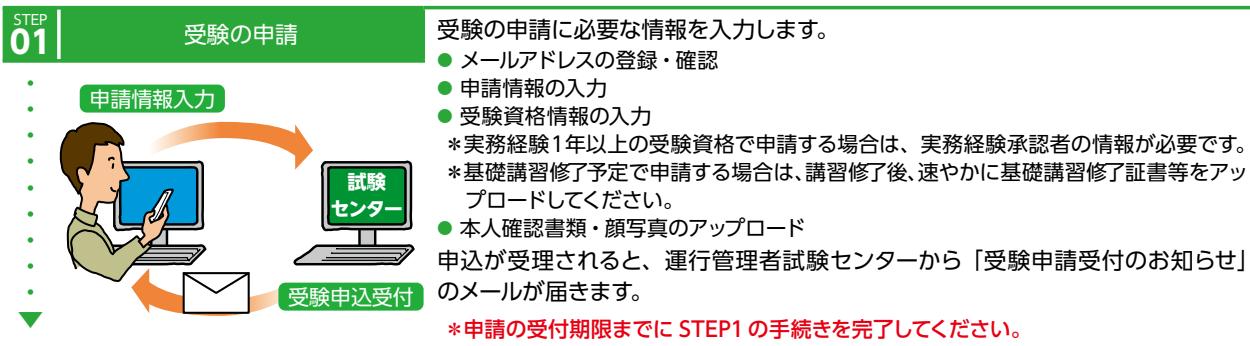
- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

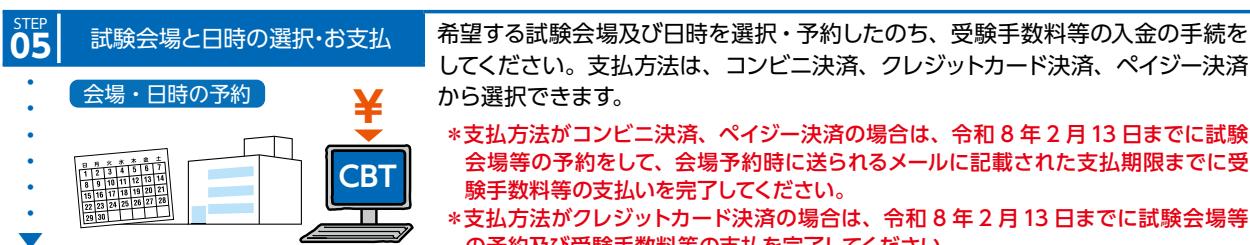
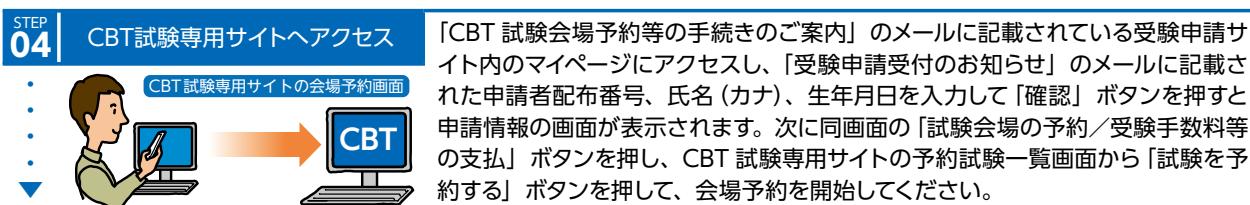
- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和8年2月4日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

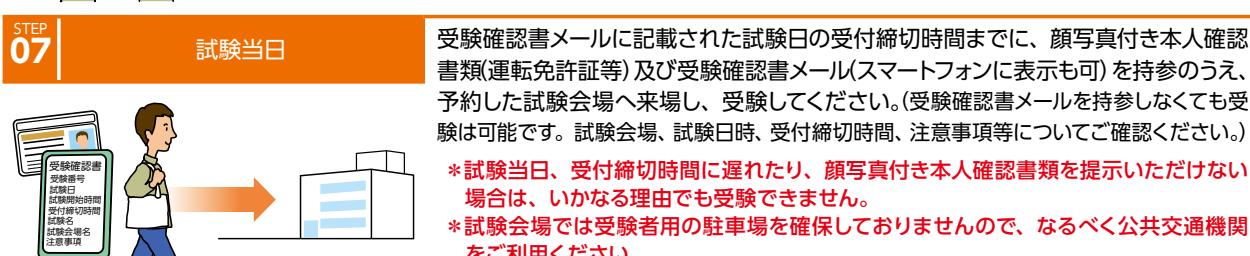
受験申請サイト



CBT 試験専用サイト



試験当日



CBT 試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400
(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
* オペレータ対応時間外は自動音声案内ののみの対応となります。

自動車運送事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

バス・トラック・タクシー等事業者の皆様は、
オフィスや自宅のパソコンからe-Govで、各種手続きの
オンライン申請が行えるようになりました

書面で提出していた自動車運送事業関連手続きの「申請書」や「届出書」が
自社のパソコンからインターネットを通じて提出することができます。

オンライン申請(e-Gov)利用のメリット

- ✓ いつでも、どこでも申請可能 
- ✓ 行政機関までの移動が不要 
- ✓ パソコンで申請後の状況を確認 
- ✓ パソコンで公文書取得が可能 

■紙申請の場合



（本省、地方運輸局、運輸支局）

■オンライン申請の場合



- ✓ いつでも、どこからでも申請可能
- ✓ 申請書の印刷・持ち出しが不要
- ✓ 本省・地方運輸支局までの移動が不要
- ✓ 申請後の処理状況の確認や公文書の取得がパソコンにて可能

（本省、地方運輸局、運輸支局）

オンライン申請の利用対象となる手続き（概要）

自動車運送事業のオンライン申請対象手続き（例）

貨物自動車運送事業の許可等	整備管理者の選任届出等	適正化事業実施機関の届出等
旅客自動車運送事業の許可等	運行管理者の選任届出等	タクシー運転者登録実施機関の届出
自家用有償旅客運送の登録等	事故報告書の提出等	適正診断実施機関の認定申請等

令和7年9月より先行運用を経て、段階的な利用開始を予定



オンライン申請の対象手続きの詳細は、こちらのサイトをご参照ください。

■国土交通省HP 物流・自動車局サイト「オンライン申請対象手続き一覧」

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



オンライン申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請サービス

パソコンの環境設定

申請書/届出書、添付資料等の作成

申請書/届出書添付資料等の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、Java実行環境(Java Runtime Environment)及びe-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付書類の作成)。なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご留意ください。作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

オンライン申請利用準備、操作方法の詳細につきましては、以下のHPサイト内「オンライン申請業務マニュアル」を作成・掲載していますので、そちらをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



関連リンク

e-Gov電子申請サービスサイト

手続共通のオンライン申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。

URL: <http://www.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

オンライン申請利用のご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 物流・自動車局オンライン申請サイト

自動車運送事業関連手続に関するオンライン申請利用方法やツールを掲載するサイトです。URL:
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000132.html



国土交通省 自動車運送事業情報サイト

自動車運送事業関連の関連法令・通達等を掲載しているサイトです。

URL: <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>



国土交通省 e-Gov総合サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。
URL:
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定・電子申請システムの手順・不具合等に関する問い合わせ先

e-Gov電子政府利用支援センター

050-3786-2225

対応時間: 平日: 9:00~19:00、土日祝日: 9:00~17:00
(8月~3月の平日・土日祝日は、9:00~17:00)

各手続きの申請書/届出書、添付資料に関する問い合わせ先

申請者様の所在する地域を管轄する運輸局、運輸支局等へご連絡ください。
問い合わせ先の詳細は、右の二次元コードのHPサイト内「業務面運輸支局問合窓口一覧表」をご確認ください。



本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局旅客課 03-5253-8111

沖ト協発第116号
令和7年10月31日

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

「セーフティードライブ・チャレンジ2026」の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県においては飲酒運転による悲惨な交通事故が大きな社会問題となり、飲酒運転根絶に向けた社会環境気運の醸成が図られているところであります。未だ飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶たず、飲酒運転の根絶にはほど遠い状況といえます。

当協会におきましては、「沖縄県飲酒運転根絶条例」第6条「事業所及び事業所団体の責務」を踏まえ、業界が一丸となって飲酒運転根絶に向けた取り組みを推進する観点から、平成26年6月に沖縄県警察本部と「飲酒運転根絶に関する覚書」を締結しております。

つきましては、「セーフティードライブ・チャレンジ2026」への参加について会員の皆様のご協力を賜りますようお願い致します。

なお、本コンテストに参加される場合は、参加者ご本人の同意のうえ、参加申込書に捺印をお願いいたします。申込に係る個人情報については、本実施の範囲に限定し、本人の同意なしに外部への開示・提供等は行いません。ただし、例外的な場合として、本人に飲酒運転、免許取消、免許停止、免許失効、無免許運転等の重大な違反が発覚した場合は、所属事業者の代表者等へ報告することを申し添えます。

敬具

※【Gマーク申請・更新事業者の皆様是非ご活用ください】

本コンテストに参加することによりGマークを申請する際のグループ1.運転者等の指導・教育「(3)定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施」の加点対象となります。また、チーム（1チーム5名）で無事故無違反を達成することによりグループ4.その他「(4)「過去3年間以内の行政、外部機関、トラック協会の輸送の安全に関する表彰の実績」においても加点対象となります。

Gマークを申請予定の会員事業者の皆様につきましては、是非ご参加くださいます

詳細については、適正化事業課指導員までお問い合わせください。

※留意事項

①申込書は所定の様式によりメールでの受付とします。

(所定の様式を当協会ホームページ(<https://okitora.or.jp/>)に掲載しております。)

送付先 s.d.c@okitora.or.jp (送信先は間違えのないようご注意ください)

※メールアドレス等がなくメールが困難な場合のみ様式3の申請書に必要事項をご記入のうえ、協会本部へ直接お申ください。

(FAX不可・原本を郵送は可)

【メールが困難な場合の提出先】

〒900-0001 那覇市港町2-5-23 九州沖縄トラック研修会館 2階

②支部での受付は致しかねますのでご注意ください。

③運転免許証の番号を必ず確認し、申込書にご記入ください。

※毎年ご参加される方も、必ずご確認ください。紛失等により番号が変わっている場合があります。

④参加申込書（様式1）及び参加者入力様式（様式2）の印刷用シートは出力後押印しPDF(scan)形式、（様式2）の入力用シートはエクセルデータのままメールに添付し送付してください。

※押印漏れにご注意ください。申込者と別の方の押印がみられることがあります。

間違いのないようご確認ください。

「セーフティードライブ・チャレンジ2026」実施要領

項目	内容等
目的	運送事業者及び乗務員が共に運送事業の公共性を自覚し、率先して無事故、無違反を競うことにより、交通ルールの遵守とマナーの向上等交通安全意識の高揚と職場における交通安全活動の活性化を図り、もって運送事業の健全化に資することを目的とする。
主催	公益社団法人 沖縄県トラック協会
後援	自動車安全運転センター 沖縄県事務所
競技期間	令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木) 1か年間
参加者	会員事業者(個人事業者を含む)の 乗務員 1事業者 人数制限なし(参加費用はトラック協会が負担する。) (5名に満たない場合の参加も可能だが、チームとして成立しない。)
競技方法	コンテスト期間中の無事故・無違反を競う(公私を問わず)
申込み方法及び実施方法	(1) 各事業者は、当協会ホームページ掲載の参加申込書(様式1)、参加者入力様式(様式2)に必要事項を入力のうえ12月26日(金)までに原則電子メール(s.d.c@okitora.or.jp)にて申し込むこと。「様式1」及び「様式2」の印刷用シートは事業者にて出力後押印をしてPDF(スキャン)形式で送付する。「様式2」の入力用シートはエクセルデータのまま送付する。 メールアドレス等がなく、メールが困難な場合のみ「様式3」に必要事項を記載のうえ、協会本部窓口若しくは郵送(FAX不可)での申込みも可とする。 「様式2」の入力方法については、別添記入例を必ずご確認ください。 宛名1行目は会社名、宛名2行目はチーム名(1チーム5名迄)を記入してください。 (2) トラック協会は、各事業者から送付された「申請書」を取りまとめ、自動車安全運転センター沖縄県事務所に提出する。 (3) 競技期間は上記のとおり1か年間とするが、運転記録証明書は過去3か年間分を取得する。 ※ 事業者が「無事故・無違反証明書」の申請等にあたり、個人から委任を受けた場合は、プライバシーの保護に留意すること。 ※ 参加者に飲酒運転や免許失効、無免許運転等の重大な違反が発覚した際には所属事業者代表者等へ報告することに同意したものとする。
表彰	無事故・無違反達成チームに対し自動車安全運転センター沖縄県事務所長、沖ト協会長連名で表彰する。なお、表彰については、コンテスト終了後令和8年3月末迄に行う。(個人に対しての表彰は行わない)
その他	(1) 無事故・無違反の達成の有無については、自動車安全運転センターからトラック協会へ通知する。 (2) 参加者全員の証明書(SDカード)等は、まとめて事業者に送付する。

沖ト協発第130号
令和7年12月2日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会長
(公印省略)

令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素は、当協会の業務運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄総合事務局運輸部長より、輸送機関に人流・物流が集中する年末年始にむけて、自動車運送事業者等が自主点検等を通じた安全性の向上を目的とする「令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」を令和7年12月10日～令和8年1月10日までを実施期間とする旨の通知がありました。

また、沖縄総合事務局管内における自動車輸送に係る実施細目及び自主点検表は別添のとおりとなります。点検実施期間に点検項目に沿った点検を実施し、実施期間終了後、各点検項目に関する結果を別添の様式1-4(事業者用)自主点検表(トラック)に「○か×」で記入のうえ令和8年1月13日(火)までにFAX(098-863-3599)等にて当協会宛ご返送くださいますようお願い申し上げます。

※点検表は沖縄県トラック協会宛ご返送ください。沖縄総合事務局へは返送しないようご注意ください。

様式1-4(事業者用)自主点検表(トラック)等は当協会ホームページに掲載しています。

【本件に関する問い合わせ先】

(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL: 098-863-0280 FAX: 098-863-3591

令和7年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（自動車関係）

内閣府沖縄総合事務局運輸部
陸上交通課・監査指導課・車両安全課

輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

1. 期間

令和7年12月10日（水）～令和8年1月10日（土）

2. 点検事項

（1）重点点検事項

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- ⑥ 貨物軽自動車運送事業における安全対策の実施状況

（2）点検事項

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスター・ミナルの保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

3. 安全総点検実施項目

安全総点検実施項目については別紙のとおり

4. 実施要領

（1）事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び安全総点検実施項目を示し、総点検を実施するよう

指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を（様式1）により、沖縄総合事務局長あてに令和8年1月16日（金）までに報告すること。

※点検送付先：沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(2) 沖縄総合事務局による事業者における点検事項実施状況の点検（様式2）

- ① 沖縄総合事務局による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下、「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。
- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「2. 点検事項」に係る点検実施状況は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえつつ、更なる点検を行うよう努めるものとする。

(3) 街頭の検査等

- ① 陸運事務所及び運輸事務所は、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、乗客の安全確保状況を確認するものとする。

5. 重大事故等の速報

総点検期間中に自動車事故報告規則に基づく重大事故が発生した場合、報道機関により報道があった場合、その他当該事故の社会的影響が大きいと認められる場合は、下記の連絡先に事故の概要を速報すること。

ただし、夜間及び休日等において重大事故等が発生した場合には、自動車事故速報体制によることとする。

<連絡先>

内閣府沖縄総合事務局運輸部監査指導課
〒900-0006
住 所 那覇市おもろまち2-1-1
電 話 098-866-1837
F A X 098-860-2369

自主点検表(トラック)

事業所名: _____
点検実施日: _____

重 点 点 検 事 項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
健康管理体制の状況 2. 「事業用自動車の健康管理マニュアル」関係 (点検項目文中、「健康管理マニュアル」とする)			
(1)	「健康管理マニュアル」に記載されている、定期健康診断の結果に基づく、運転者の健康状態を把握するため、以下の事項を適切に実施する体制を整備しているか。 ・要再検査等の所見がある場合には、医師の診断等を受けさせ、所見に応じた検査の受診 ・これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見の聴取 ・医師の意見を勘案し、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の業務上の措置を決定するとともに、健康状態の継続的な把握		
(2)	「健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(3)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(4)	脳・心疾患や睡眠・視野障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診又は検討しているか。(「健康管理マニュアル」において推奨事項。)		
3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努め、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(2)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。		
(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(5)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 また、タイヤ脱着後50km～100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合には「○」を記載する。		
(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音(ISO方式のホイール・ナットについては、インジケータやマーキングを用いた目視に代える事が出来る)により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。 併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不規則の確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの鏽や汚れの状況を確認し、鏽や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、鏽や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 		
(8)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		
(9)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
6. 大雪に対する輸送の楽園確保の実施状況		※降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載	
(1)	気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。		
(2)	雪道への備えとして、以下の事項を実施する体制を構築しているか。 ・冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底 ・冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認		

様式1-4
(事業者用)

点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況			
(1)	適宜、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転・スマートフォン使用等のながら運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4)	過積載運行等の防止を図っているか。		
(5)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。		
(6)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・一時停止または徐行するなどの道路交通法の規定を遵守するとともに、歩行者や自転車などの行動を理解し、走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。		
(7)	路上横臥者との接触事故等を防止するため、夕暮れ時等における前照灯の早めの点灯及び走行用前照灯(上向き)とそれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。		
2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況		※(コンテナ輸送がない場合は全て○を記載。)	
(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。		

様式1-4
(事業者用)

4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染症防止対策の周知・徹底状況など感染症対策の実施状況			
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

12月から1月まで 年末・年始労働災害防止強調運動を実施します

陸災防では、12月1日から翌年1月31において年末・年始労働災害防止強調運動を実施し、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。また、改正労働安全衛生規則の定着への取組を推進してまいります。

会員事業場の皆様におかれましても、本運動に呼応され労働災害防止活動に積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

令和7年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動 実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、86人以下。）
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。
特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害件数から5%以上の減少を目指す。（令和7年は、4,141人以下。）
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年度は当計画の中間年度として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和7年の労働災害発生状況（1～8月速報値）は、死亡者数が49人（前年同期比－18人、－26.9%）と大幅に減少している。

死傷者数も9,049人（前年同期－611人、－6.3%）と減少しているものの、型別では「墜落・転落」による災害が依然として多発しているほか、「転倒」による災害も増加傾向にあり、これらの災害について、より一層強力に取り組む必要がある。

なお、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改善基準告示の周知など、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

また、腰痛災害についても、本年は減少傾向にあるものの、陸運業の業務の特性から引き続き対策を継続する必要がある。

このような陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)までの2か月間を、令和7年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和7年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)まで

3 スローガン

「適度なストレッチを習慣に みんなで取り組む腰痛予防」

(令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品)

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 實施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携強化・協力促進協議会の開催、ト

ラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育の実施など荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。
- (3) 職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取組として、安全衛生推進者を対象とした陸運業の安全衛生管理実務担当者研修を実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。
- (4) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体等が主唱する「STOP!転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」（3頁に掲載）を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとす

る安全衛生研修会、セミナーの実施

- ・陸運災防指導員会議等の開催

- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進

「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

- (4) 災害事例の活用

陸運業における交通及び荷役に関する災害事例を取りまとめ、陸災防ホームページに掲載する。

- (5) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し、本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止に向けてその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（3頁に掲載）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるよう、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。



高速道路リニューアルプロジェクト 大規模更新・修繕事業

E58 沖縄道 リニューアル工事

■石川IC ⇔ ■金武IC 令和8年 1/6(火) → 4/28(火)

■金武IC ⇔ ■許田IC 令和8年 1/9(金) → 4/13(月)

終日対面通行規制

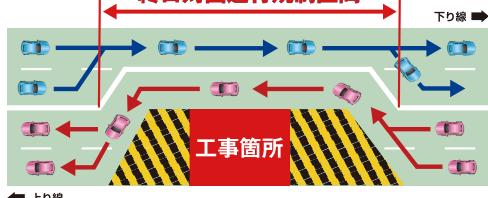


だいきぼうくん

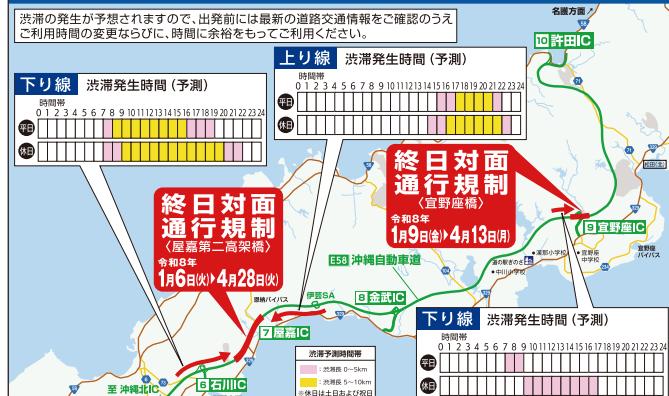
終日対面通行規制の内容

上下線4車線を2車線(対面通行)とし、床版の取り替えを行います。

終日対面通行規制区間



渋滞予測時間帯



橋梁床版取替工事の内容



損傷した鉄筋コンクリート床版を、より耐久性の高い床版に取り替えます。
(プレストレストコンクリート床版)



高速道路をご利用のお客さまへ安全運転ご協力のお願い

合流では渋滞が発生しやすくなります。
先頭で交差にゆすりあう「ファスナー合流」
にご協力ください。
※ファスナー合流とは:規則正しく1台ずつ交互
に(ファスナーのように)合流するものです。



インターネット

工事情報は、コチラ！
<https://www.w-nexco.co.jp/renewalproject/>
工事専用ホームページで工事内容等のご案内をいたします。

渋滞情報は、コチラ！

アハイウェイ（高速情報・道路交通情報を24時間ご提供）
<https://ihighway.jp/>

日本高速道路情報センター
全国共通ダイヤル 050-3369-6666
全国共通ダイヤル 050-3369-6647 渋滞相談ダイヤル #8011
お近くのSA/PALのアハイウェイ情報ターミナルも併せてご利用ください。

沖縄道リニューアル工事専用携帯サイト
<https://www.navicorn.com/okinawa2028/>
専用携帯サイトでも工事内容等をご案内しています。

日本道路交通情報センター <http://www.jartic.or.jp/>

道路交通情報のお問い合わせ

日本高速道路情報センター

全国共通ダイヤル 050-3369-6666

日本高速道路情報センター

全国共通ダイヤル 050-3369-6647 渋滞相談ダイヤル #8011

お近くのSA/PALのアハイウェイ情報ターミナルも併せてご利用ください。

その場合は、06-6876-9031(通話料有料)

工事・通行料金等に関するお問い合わせ

NEXCO西日本お客様センター (午前9時~午後4時)

0120-924-863 (通話料無料)

お近くのSA/PALのアハイウェイ情報ターミナルも併せてご利用ください。

その場合は、06-6876-9031(通話料有料)

みち、ひと…未来へ。



集団健康診断を実施しました!

日 程：令和7年11月5日(水)
場 所：九州沖縄トラック研修会館
(実施医療機関：那覇市医師会)
受診者数：21事業者 64名

次回予定！

日 時：令和8年6月予定（5日間）
場 所：九州沖縄トラック研修会館



2025年 12月行事予定

- 2(火) 第4回理事会 予定
3(水) 健康管理セミナー(沖ト協5F研修室) 13:30～16:00
4(木) 全ト協理事会・政連懇談会(第一ホテル東京)
8(月) 適正化事業調査員研修(全ト協) 14:00～17:30
／叙勲、褒章、県功労者賞受賞者合同祝賀会
(沖縄ハーバービューホテル) 18:00～
9(火) 初任運転者…一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修(沖ト協) 09:20～17:00
11(木) 九州・四国・中国ブロック各県トラック協会専務理事業務連絡会議(山口グランドホテル)
15:00～
15(月) 「適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー」(沖ト協5F研修室)
14:00～16:30
16(火) 外国人特定技能制度に関する説明会(沖ト協5F会議室) 13:30～16:30
19(金) 年末年始の交通安全県民運動開始式(県庁県民ホール) 11:00～11:40
26(金) 沖ト協仕事納め

2026年 1月行事予定

- 1(木) 元旦
8(木) 全国専務理事業務連絡会議
9(金) 陸運関係団体新年賀詞交歓会(ノボテル沖縄)
18:30～
12(月) 成人の日
14(水) 物流セミナー～物流改正法等について～(沖ト協5F研修室) 14:00～16:00
15(木) 物流出前授業(沖縄職業能力開発大学校) 午後
17(土) 県エネ運転講習会(沖ト協4F研修室) 09:00～16:00
20(火) 全ト協会新年賀詞交歓会(パレスホテル東京)
26(月) 運行管理者等基礎講習(浦添市産業振興センター3F)～28日
30(金) 沖縄労働局・労働災害防止団体等連絡協議会(沖ト協4F研修室) 13:30～15:30

令和7年 年末年始の 交通安全県民運動

12月21日(日)～1月4日(日)
15日間

令和7年

令和8年



運動のスローガン

**飲む前に
車じやないよね? 再確認**

沖縄ラフ&ピース専門学校 中村真生さんの作品

運動の重点

- ① 飲酒運転の根絶及び危険運転の防止
- ② 二輪車の交通事故防止
- ③ こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ④ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会

